結ぶ線、同防波堤、同防波堤北端と同港北防波堤先端を結ぶ線、仮屋漁港（仮屋地区）南防波堤先端と同港東防波堤南端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤北端と同港中防波堤先端を結ぶ線、釜口漁港１号防波堤先端と同港３号防波堤先端を結ぶ線、淡路市佐野地先の陸地の地点（北緯34度28分60秒、東経134度57分14秒）と同地点から東方690mの地点（北緯34度28分56秒、東経134度57分40秒）を結ぶ線、水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、交流の翼港浮桟橋(A)先端と同港防波堤（東）先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（大阪湾(ロ)）

16　阪南港岸和田新東防波堤先端と同地点から北西4070mの地点（北緯34度31分20秒、東経135度20分56秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南西3830mの地点（北緯34度30分20秒、東経135度18分45秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南西8510mの地点（北緯34度26分13.3秒、東経135度16分16.6秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北西3780mの地点（北緯34度27分48.6秒、東経135度14分43.7秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南西6120mの地点（北緯34度25分43.5秒、東経135度11分37.3秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東2130mの地点（北緯34度24分49.9秒、東経135度12分29.7秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東970mの地点（北緯34度25分9.7秒、東経135度12分59.3秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東3640mの地点（北緯34度23分38秒、東経135度14分29秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南西3660mの地点（北緯34度23分８秒、東経135度12分10秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北西9450mの地点（北緯34度25分９秒、東経135度６分29秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南方1400mの地点（北緯34度17分50秒、東経135度４分４秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から西方560mの地点（北緯34度17分51秒、東経135度３分42秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南西4900mの地点（北緯34度15分56秒、東経135度１分30秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と和歌山市田倉埼を結ぶ線、岸和田市新港町西端地先の陸地の地点（北緯34度28分52秒、東経135度22分18秒）と岸和田市臨海町北端地先の陸地の地点（北緯34度28分50秒、東経135度21分58秒）を結ぶ線、阪南港（岸和田地区）岸和田旧港岸和田水門、阪南マリーナ北防波堤先端（北緯34度28分06秒、東経135度21分54秒）と阪南１区（地蔵浜地区）東防波堤先端（北緯34度28分12秒、東経135度21分53秒）を結ぶ線、阪南港（貝塚地区）阪南３区防波堤先端と同港阪南１区防波堤先端を結ぶ線、二色港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、佐野漁港（食品コンビナート地区）泉佐野市住吉町２番地北端地先の陸地の地点（北緯34度25分51秒、東経135度19分６秒）と泉佐野市住吉町25番地西端地先の陸地の地点（北緯34度25分59秒、東経135度19分17秒）を結ぶ線、佐野漁港東防波堤先端と同港沖防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と泉佐野港泉佐野A防波堤先端を結ぶ線、田尻漁港導流堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、岡田漁港Ｓ―10防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、椿井漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、尾崎港沖防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、西鳥取漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、下荘漁港北防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、淡輪港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、淡輪漁港西護岸先の冲防波堤先端と同港北防波堤先の冲防波堤先端を結ぶ線、深日漁港北防波堤先端と同港南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同港船揚場先の防波堤先端を結ぶ線、深日港（深日地区）西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、深日港（多奈川地区（谷川港））東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、深日港（多奈川地区（西））東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、小島漁港Ｄ防波堤先端と同港Ｃ防波堤先端を結ぶ線、大川港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、加太港第１防波堤先端と同港防波堤(C)先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、泉州港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（大阪湾(ハ)）

17　洲本市小路谷地先の陸地の地点（北緯34度20分15秒、東経134度54分52秒）と同地点から東方220mの地点（北緯34度20分16秒、東経134度55分０秒）を結ぶ線、古茂江港外防波堤(1)先端と洲本市小路谷地先浮桟橋先端（北緯34度20分３秒、東経134度54分50秒）を結ぶ線、由良港（洲本市由良四丁目）外港防波堤（東）先端と同港外港防波堤南端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤北端と同港外港防波堤（北）先端を結ぶ線、淡路島生石鼻と同地点から東方580mの地点（北緯34度16分５秒、東経134度57分35秒）を結ぶ線、水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾(ニ)）

○環境省告示第五十九号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年三月環境省告示第十四号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月五日　　環境大臣　石原　伸晃

別表第一の９の項中「利根川合流点までに限る。」の下に「ただし、渡良瀬貯水池（谷中湖）（全域）を除く。」を、同表の11の項中「笹目橋までに限る。」の下に「ただし、荒川貯水池（彩湖）（全域）を除く。」を加える。

別表第３の８の項中

草木ダム貯水池（草木湖）（全域）	湖沼Ａ	イ	平成15年３月27日

を

草木ダム貯水池（草木湖）（全域）	湖沼Ａ	イ	平成15年３月27日
渡良瀬貯水池（谷中湖）（全域）	湖沼Ａ	ニ（※）	平成25年６月５日
（※）　平成29年度までの暫定目標　ＣＯＤ7.4mg／Ｌ			

に、同表の10の項中

二瀬ダム貯水池（秩父湖）（全域）	湖沼Ａ	イ	平成15年３月27日

を

二瀬ダム貯水池（秩父湖）（全域）			
荒川貯水池（彩湖）（全域）			
（※）　平成29年度までの暫定目標　ＣＯＤ3.7mg／Ｌ			

に改める。

別表第４の８の項中

草木ダム貯水池（草木湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	イ	平成15年３月27日
（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			

を

草木ダム貯水池（草木湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	イ	平成15年３月27日
（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			
渡良瀬貯水池（谷中湖）（全域）	湖沼Ⅲ	ニ（※）	平成25年６月５日
（※）　平成29年度までの暫定目標　全窒素1.3mg／Ｌ　全燐0.078mg／Ｌ			

に、同表の10の項中